

コンプライアンスチェックシートによる自己検証の集計結果について

コンプライアンス推進の取組として、チェックシートによる自己検証を実施したところ、正規及び暫定再任用職員の実施割合は 96.84%、任期付及び会計年度任用職員の実施割合は 79.48%となりました。昨年度に対し実施割合が低下したことは、今年度から調査方法を HARP による個人からの回答に変更したため、実態により近い結果になったものと考えますが、一方で、コンプライアンスが徹底されていないことを重く受け止める必要があります。

この度の結果を自分事として捉え、市民からの信頼獲得のため、勤務中は当然のこと、私生活においてもコンプライアンスを徹底するようお願いいたします。

【集計結果（全部局集計）】

<正規、暫定再任用職員 回答数 960>

【正規・暫定再任用】

チェック項目		R6年度	R5年度	
		96.84%	98.62%	↓
1	公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	99.79%	100.00%	↓
2	職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	99.69%	100.00%	↓
3	業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	98.85%	99.75%	↓
4	売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	98.02%	99.75%	↓
5	ツイッター等の私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしていない（地公法第33、34、35条）。	99.79%	100.00%	↓
6	交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	99.79%	100.00%	↓
7	飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	99.79%	100.00%	↓
8	公用車の同乗者は、目的地までの経路を事前に把握し、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	98.85%	99.83%	↓
9	利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	99.79%	100.00%	↓
10	勤務時間中は禁煙（公用車含む。）を徹底するとともに、歩きタバコや他人に受動喫煙を生じさせる場所（歩道付近等）での喫煙はしていない。	99.38%	100.00%	↓
11	勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	98.85%	99.92%	↓
12	マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	98.85%	99.92%	↓
13	他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	98.85%	99.83%	↓
14	郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	99.17%	99.92%	↓
15	市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	99.38%	99.92%	↓
16	互いの仕事を理解し、フォローし合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	98.13%	99.83%	↓
17	ハラズメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	98.02%	99.92%	↓
18	エレベーターや公共の場では私語を慎み、来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	97.50%	99.75%	↓
19	日常生活において、自己研鑽（読書（ジャンルは問わない。）、セミナー受講等）を行っている。	83.75%	92.47%	↓
20	地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。	70.52%	81.64%	↓

実施割合 90%未満は網掛け

<任期付、会計年度任用職員 回答数 278>

	チェック項目	実施割合		📉
		R6年度	R5年度	
		79.48%	98.18%	
1	公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	82.01%	100.00%	📉
2	職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	82.37%	100.00%	📉
3	業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	81.65%	100.00%	📉
4	売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	81.65%	99.75%	📉
5	ツイッター等の私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしていない（地公法第33、34、35条）。	81.37%	100.00%	📉
6	交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	81.65%	100.00%	📉
7	飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	82.37%	100.00%	📉
8	公用車の同乗者は、目的地までの経路を事前に把握し、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	80.22%	98.50%	📉
9	利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	82.37%	100.00%	📉
10	勤務時間中は禁煙（公用車含む。）を徹底するとともに、歩きたばこや他人に受動喫煙を生じさせる場所（歩道付近等）での喫煙はしていない。	82.37%	100.00%	📉
11	勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	82.01%	99.75%	📉
12	マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	80.94%	99.50%	📉
13	他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	80.94%	99.50%	📉
14	郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	82.01%	99.75%	📉
15	市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	81.29%	99.75%	📉
16	互いの仕事を理解し、フォロー合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	81.29%	100.00%	📉
17	ハラメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	81.29%	100.00%	📉
18	エレベーターや公共の場では私語を慎み、来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	81.29%	99.50%	📉
19	日常生活において、自己研鑽（読書（ジャンルは問わない。）、セミナー受講等）を行っている。	68.35%	92.73%	📉
20	地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。	52.16%	74.94%	📉

実施割合 90%未満は網掛け

【項目全体の実施割合が高い上位3部局】

<正規、暫定再任用職員>

1	会計課	99.38 %
2	消防本部	99.10 %
3	市民生活部	97.86 %

<任期付、会計年度任用職員>

1	総務部	100 %
2	市民生活部	98.45 %
3	財政部	97.67 %